

目 次

第1章 第2次基本計画の策定

1	第2次基本計画の策定にあたって	1
2	計画策定の背景	1
(1)	国際的な取り組み	1
(2)	国・県の取り組み	2
(3)	本市の取り組み	3
(4)	第1次計画での成果と課題	4
3	計画の趣旨及び基本理念	6
(1)	計画の趣旨	6
(2)	計画の基本理念	6
4	計画の期間	7
5	総合的な視点に立った人権教育・啓発の推進（イメージ図）	8

第2章 あらゆる場における人権教育・啓発の推進

1	人権教育の現状と課題	9
(1)	就学前・学校教育	9
(2)	社会教育	10
2	人権啓発の現状と課題	11
(1)	本市の人権啓発活動	11
(2)	民間団体、企業等の人権啓発活動	12

第3章 さまざまな分野における人権問題

1	同和問題	13
2	女性に関する人権問題	16
3	子どもに関する人権問題	19
4	高齢者に関する人権問題	21
5	障害者に関する人権問題	24
6	外国人に関する人権問題	26
7	病者等に関する人権問題	29
8	インターネット等による人権侵害問題	32
9	さまざまな人権問題	35
(1)	刑を終えて出所した人に関する問題	35

(2) 犯罪被害者に関する問題	36
(3) 国際的紛争等に巻き込まれた人々に関する問題	37
(4) ホームレスの人々に関する問題	38
(5) 性的少数者の人権	39
(6) 東日本大震災に起因する人権	40
(7) 奄美群島から移住してきた人	41
(8) その他の人権問題	42

第4章 人権教育・啓発の効果的な推進

1 人権教育・啓発の実施主体	43
2 実施主体間の連携	44
3 普遍的・個別的な視点を踏まえたアプローチと推進	44
(1) 人材の育成	44
(2) 教材・啓発資料、学習プログラムの開発	45
(3) 情報提供の充実・強化	45
(4) 市民の自主性の尊重と実施主体の中立性の確保	45

第5章 特定職業従事者等に対する人権教育・啓発の推進

1 市職員	47
2 教職員等（保育所・幼稚園・認定子ども園・学校）	47
3 社会教育関係職員	47
4 保健・医療・福祉・介護関係者	48
5 マスメディア関係者	48
6 企業等の経営者	48
7 その他の職業従事者	49

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制	50
2 国・県、他市町村及び関係団体等との連携	50
3 人権教育・啓発機能の整備・充実	50
4 評価と見直し	51

関係法令等

※ 文中「*」のついた言葉は、53 頁の用語解説を参照してください。